

「山口海物語」製品認定申請要領

1 認定申請製品

県内で製造された水産加工品（品目毎の定める認定基準に適合するもの）
（対象品目）

ねり製品、うに製品、めんたいこ製品、ふぐ加工品、素干し品、塩干品、煮干し品、
みりん干し、海藻加工品、鯨製品

2 認定申請者

県内に所在する水産加工品の製造業者

3 認定申請点数

認定申請点数は自由とする。

4 認定申請手続き

認定申請者は、認定申請書（「山口海物語」運用マニュアルに示す様式による）に次の書類を添付し、平成18年1月25日（水）までに、下記に提出すること。（必着）

チェックリスト（「山口海物語」運用マニュアルに示す様式による）

表示事項の記載されたラベル（容器に印刷されたものについては、その部分を切り取ったもので足りる。）

腸炎ビブリオ最確数100 / g以下（アルカリペプトン水、TCBS寒天培地法）であることを証明する書類（飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。なお、「ねり製品」については添付不要。）

保健所で検査可能。自社検査でも可。腸炎ビブリオ陰性を証明する書類でも可。

記

〒750-0065 下関市伊崎町1-4-24

山口県漁連内 山口県水産加工業連合会事務局宛

0832-31-2212

5 認定申請製品の搬入

認定申請製品は、認定申請書の写しを添付して、平成18年2月6日（月）12時までに下記に送付する（必着）か、又は、直接持参すること。これまでに到着しないものは審査の対象としない。提出数量：認定申請製品毎に3個

記

〒759-4106 長門市仙崎2861-3

山口県水産研究センター外海研究部

0837-26-0711

6 審査

認定審査は、山口県水産加工業連合会が設置する認定委員会において行う。

7 認定申請製品の処理

提出された製品は、原則として、返品しないものとする。

8 登録料

認定された製品については、1点あたり10,000円（山口県水産加工業連合会非会員については、20,000円）の登録料を徴収します。指定された方法（認定票送付時に指定）により、山口県水産加工業連合会宛振り込んでください。

9 ロゴマークの表示

認定された製品には、所定のロゴマークを表示することができる。（貼付用シールは登録時1,000枚無償配布。その後は、必要に応じ実費で配布を行う。）

10 認定申請書の入手方法

「山口海物語」運用マニュアルを以下の場所に置いてありますので、ご請求ください。また、「山口海物語」のWebサイトからアウトプットすることもできます。

（<http://www1.sphere.ne.jp/shinsen-yg/umi/index>）

- ・山口県水産加工業連合会（ 0832-31-2212 ）
- ・山口県水産部水産課流通加工班（ 083-933-3556 ）
- ・市町村水産関係部署

< 製品認定までのスケジュール >

- 12月 9日（金） 認定申請受付開始
- 1月25日（水） 認定申請受付締切（必着）
- 2月 6日（月） 認定申請製品搬入（午前中必着）
- 2月 7日（火） 認定委員会による審査
- 2月中旬 第4回認定製品の公表